

やさしい中学公民 4-1 チェック問題 氏名

(1) 現在の日本の憲法は〔① 憲法〕である。その目的は「すべての国民が、〔② 〕として尊重される」ことである。そのために三大原則として〔③ 〕、 〕、 〕が定められている。

(1)①	(1)②
(1)③	

やさしい中学公民 4-2 チェック問題 氏名

(1) 国民の意思による政治を実現するためには2つの方法がある。1つは国民が選挙で代表を選び、その代表者に政治を任せる〔① 間接民主制 / 直接民主制〕、もう1つは国民全員で話し合っ決めて〔② 間接民主制 / 直接民主制〕である。日本国憲法は原則として〔③ 間接民主制 / 直接民主制〕である。

(2) 1863年、ゲティスバーグでの演説で「人民の、人民による、人民のための政治」を訴えたのは〔 〕である。

(3) 日本国憲法の改正手続きは、まず衆議院と参議院でそれぞれ総議員の〔① 3分の2 / 4分の3〕以上の賛成による国会の発議を行い、次に特別の〔② 〕において投票総数の〔③ 〕の賛成で改正が承認され、最後に〔④ 〕が公布することである。

(4) 日本国憲法において、天皇は日本国の〔① 〕とされている。天皇は政治にかかわることなく、国家機関が決めたことを形式的に実行するのみである。これを〔② 行為〕という。またそれを行うには、〔③ 〕の助言と承認が必要である。

(1)①	(1)②	(1)③
(2)	(3)①	(3)②
(3)③	(3)④	(4)①
(4)②	(4)③	

- (1) 全ての人<sup>にほんこくけんぽう</sup>が生まれながらにしてもっている人間としての権利を〔① 権〕という。これは日本国憲法第11条の中で、「<sup>おか</sup>侵すことのできない〔② 〕として」国民に与えられている。
- (2) 日本国憲法では「<sup>そんちよう</sup>個人として尊重されること」がもっとも大事とされている。ただしこれは〔① 〕に反しない限り認められている。日本国憲法での人権は、次のように分類されている。<sup>こっかけんりよく</sup>国家権力の介入を拒否し、自由に活動する権利である〔② 権〕。<sup>さべつ</sup>差別されない権利である〔③ 権〕。<sup>きゅうさい</sup>国家から一定の救済を受けることが保障される権利である〔④ 権〕。<sup>ようきゆう</sup>国に対して人間らしい生活の保障を要求する権利である〔⑤ 権〕。<sup>しゅけんしゃ</sup>主権者として<sup>こっか</sup>国家の運営に<sup>うんえい</sup>参加することが保障される権利である〔⑥ 権〕である。
- (3) <sup>じゆうけん</sup>自由権は、次の3つに分類できる。個人が自由にものを考え、<sup>しそ</sup>思想や<sup>しんこう</sup>信仰をもち、自分の意見を述べる自由である〔① の自由〕。正当な理由なしに、人間の身体が<sup>たしや</sup>他者から拘束されない権利である〔② の自由〕。個人が住む場所を決めたり、<sup>しよくぎよう</sup>職業を選んだり、自分の<sup>ざいさん</sup>財産を利用したりする権利である〔③ の自由〕である。特に、自分のつきたい職業を選べるという〔④ の自由〕は第22条で保障されている。
- (4) 日本国憲法では<sup>びやうどうけん</sup>平等権が保障されているが、日本でもいまだに<sup>さべつ</sup>差別もある。アイヌの文化を守るために、1997年には〔① 法〕が、それに代わり2019年には〔② 法〕が制定された。また男女平等を実現するために、1985年には〔③ 法〕が、1999年には〔④ 法〕が制定された。
- (5) 個人の権利が<sup>おか</sup>侵されたとき、その<sup>きゅうさい</sup>救済を国などに求める権利を〔① 権〕という。<sup>ほう</sup>法テラスなどにより〔② 〕を受ける権利が保障されている。他にも、<sup>さいばん</sup>裁判で<sup>むざいはんけつ</sup>無罪判決を受けた人が国に<sup>ほしやう</sup>補償を求める権利である〔③ 権〕や、<sup>こうむいん</sup>公務員が<sup>ふほうこうい</sup>不法行為を行ったことで<sup>そんがい</sup>損害を受けた場合に国に<sup>ばいしやう</sup>賠償を求める権利である〔④ 権〕などがある。また日本国憲法第16条では、<sup>ちほうこうきやうだんたい</sup>国や地方公共団体に対してさまざまな<sup>ようぼう</sup>要望をする権利である〔⑤ 権〕が規定されている。

(1)①	(1)②	(2)①
(2)②	(2)③	(2)④
(2)⑤	(2)⑥	(3)①
(3)②	(3)③	(3)④
(4)①	(4)②	(4)③
(4)④	(5)①	(5)②
(5)③	(5)④	(5)⑤

- (1) 国に対して人間らしい生活の保障を要求する権利を〔① 権〕という。その中でも基本となるのが「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である〔② 権〕である。他にも「能力に応じて、ひとしく〔③ 〕を受ける権利」や、「国民が労働の機会を提供するように国に要求する」〔④ の権利〕などがある。この権利を守るため3つの権利が保障されている。労働者が自主的に労働組合をつくったり加入したりできる権利である〔⑤ 権〕。労働組合が労働条件改善のために交渉する権利である〔⑥ 権〕。団体交渉がうまくいかないときに、ストライキなどを行うことができる権利である〔⑦ 権〕である。これら3つを合わせて〔⑧ 権〕という。
- (2) 国民が政治に参加する権利を〔① 権〕という。第15条では、国会議員のような代表者などを選出する権利である〔② 権〕、選挙に立候補できる権利である〔③ 権〕が保障されている。また第79条では、最高裁判所裁判官に対して国民が投票して審査できる権利である〔④ 〕が保障されている。第96条では、憲法改正に対して国民が賛成・反対の投票できる権利である〔⑤ 〕が保障されている。
- (3) 新しい人権として、自分の生き方や生活について自由に決定する権利である〔① 権〕がある。例として医療現場で、患者が医師から十分に説明を受けたうえで治療方針に同意することを〔② 〕などがある。他の新しい人権としては、個人の私的な生活をほかの人に勝手に公開されない権利である〔③ の権利〕がある。2003年には〔④ 法〕が制定された。さらに、国や地方公共団体に情報の公開を求めることができる〔⑤ 権利〕や、国民が公害から身を守り、健康で快適な生活を送ることができる環境を求める権利である〔⑥ 権〕がある。
- (4) 日本国憲法では、社会全体の利益とぶつかるときに調整するための原理である〔① 〕に反しない限り、基本的人権が認められている。また国民の義務についても定めている。三大義務は〔② 〕、〔 〕、〔 〕である。

(1)①	(1)②	(1)③
(1)④	(1)⑤	(1)⑥
(1)⑦	(1)⑧	(2)①
(2)②	(2)③	(2)④
(2)⑤	(3)①	(3)②
(3)③	(3)④	(3)⑤
(3)⑥	(4)①	
(4)②		

やさしい中学公民 4-4 チェック問題 氏名

(1) 日本国憲法の第[① 条]の中で、日本は戦争を放棄して戦力をもたず、交戦権を認めないという内容の [② 主義]を採用している。防衛のための戦力として[③ ]を置いている。また日本と密接な関係にある他国が攻撃されたとき、日本が直接攻撃されていなくても反撃できる権利である[④ 権]に関しては、反対意見もある。

(2) 国際平和を実現するために、国際連合が行っている活動を [① 活動]という。これはアルファベットで [② ]と表される。日本はこの活動に対して[③ ]を派遣してきた。

(1)①	(1)②	(1)③
(1)④	(2)①	(2)②
(2)③		